

高尾 599 ミュージアム指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 高尾 599 ミュージアムの管理運営を行う指定管理者候補者の選定を、公正かつ適正に実施するため、高尾 599 ミュージアム指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、高尾 599 ミュージアムの指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他

(構成)

第3条 評価会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

- 2 参加者のうち関係所管部長は、やむを得ず欠席するときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は産業振興部観光課において処理する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

財務に関する知識を有する者
学識経験を有する者
利用者を代表する者
地元を代表する者
展示監修者を代表する者
関係所管部長